

繁殖農家のみなさまへのお願い

- EU等向けに輸出される牛肉の由来牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品を出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されている**ホスホマイシン(抗菌剤)(※)**及び**エストラジオール(性ホルモン剤)**の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、家畜市場や肥育農家から、**両成分を含む製剤を使用していないことの確認として**

EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

- を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



※2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を上場した場合には、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**を提出。



繁殖農家

申告書



家畜市場

当市場に牛を出荷する際にホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤の使用がないことを確認の上、申告書を添付してください。

対応2 肥育農家から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を家畜市場や相対取引で売買した場合には、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**を提出。



繁殖農家

申告書



肥育農家

購入した牛について、ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤の使用がないことを確認の上、申告書を提出してもらえますか。

● ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

● エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

- なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)

京都府畜産課
TEL:075-414-4981
農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班
TEL:03-6744-2130

(発信元)

中丹家畜保健衛生所
TEL:0773-25-1860

酪農家のみなさまへのお願い

- EU等向けに輸出される牛肉の由来牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品を出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されている**ホスホマイシン(抗菌剤)(※)**及び**エストラジオール(性ホルモン剤)**の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、家畜市場や肥育農家から、**両成分を含む製剤を使用していないことの確認として**

EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

- を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



※2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛**を上場した場合には、**獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**の申告書を提出。



酪農家

申告書



家畜市場

当市場に牛を出荷する際にホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤の使用がないことを確認の上、申告書を添付してください。

対応2 子牛出荷先農家(育成農家等)から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛**を家畜市場や相対取引で売買した場合には、**獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**を提出。



酪農家

申告書



肥育農家

購入した牛について、ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤の使用がないことを確認の上、申告書を提出してもらえますか。

● ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

● エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

- なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)

京都府畜産課
TEL:075-414-4981
農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班
TEL:03-6744-2130

(発信元)

中丹家畜保健衛生所
TEL:0773-25-1860

肥育農家のみなさまへのお願い

EU等向けに輸出される牛肉の由来牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品を出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)及びエストラジオール(性ホルモン剤)の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、EU向け認定施設に牛を出荷する場合は、**両成分を含む製剤を使用していないことの確認**として、以下が必要になります。

- ① **EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出**
- ② **EU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管**

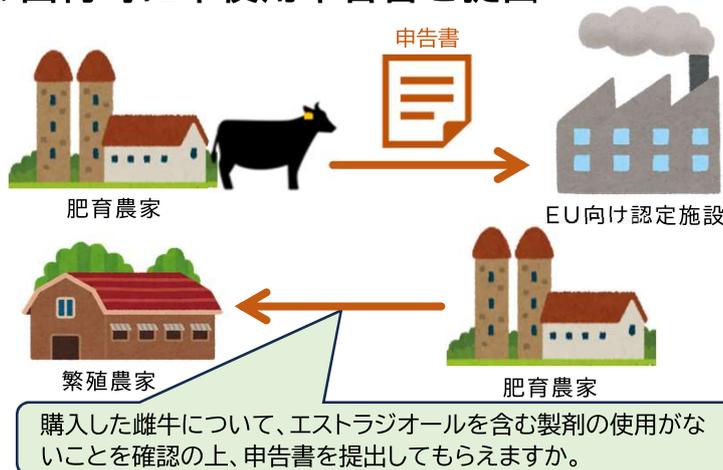


※2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等禁止薬剤不使用申告の流れ

対応1 EU等向け認定施設へ出荷時に不使用申告書を提出

肥育牛をEU等向けに輸出する場合、出荷時に、生涯ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等向け認定施設へEU使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を導入した場合**には、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)の提出を適宜繁殖農家へ後追いで依頼。



対応2 獣医師と連名でEU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

農場全体でEU等で使用が禁止されている薬剤を使用しないことについて獣医師(診療所)との連名で合意書を作成・保存いただくことで農場における不使用記録とみなし、合意書に基づいてEU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出します。



● ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

● エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

● なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)

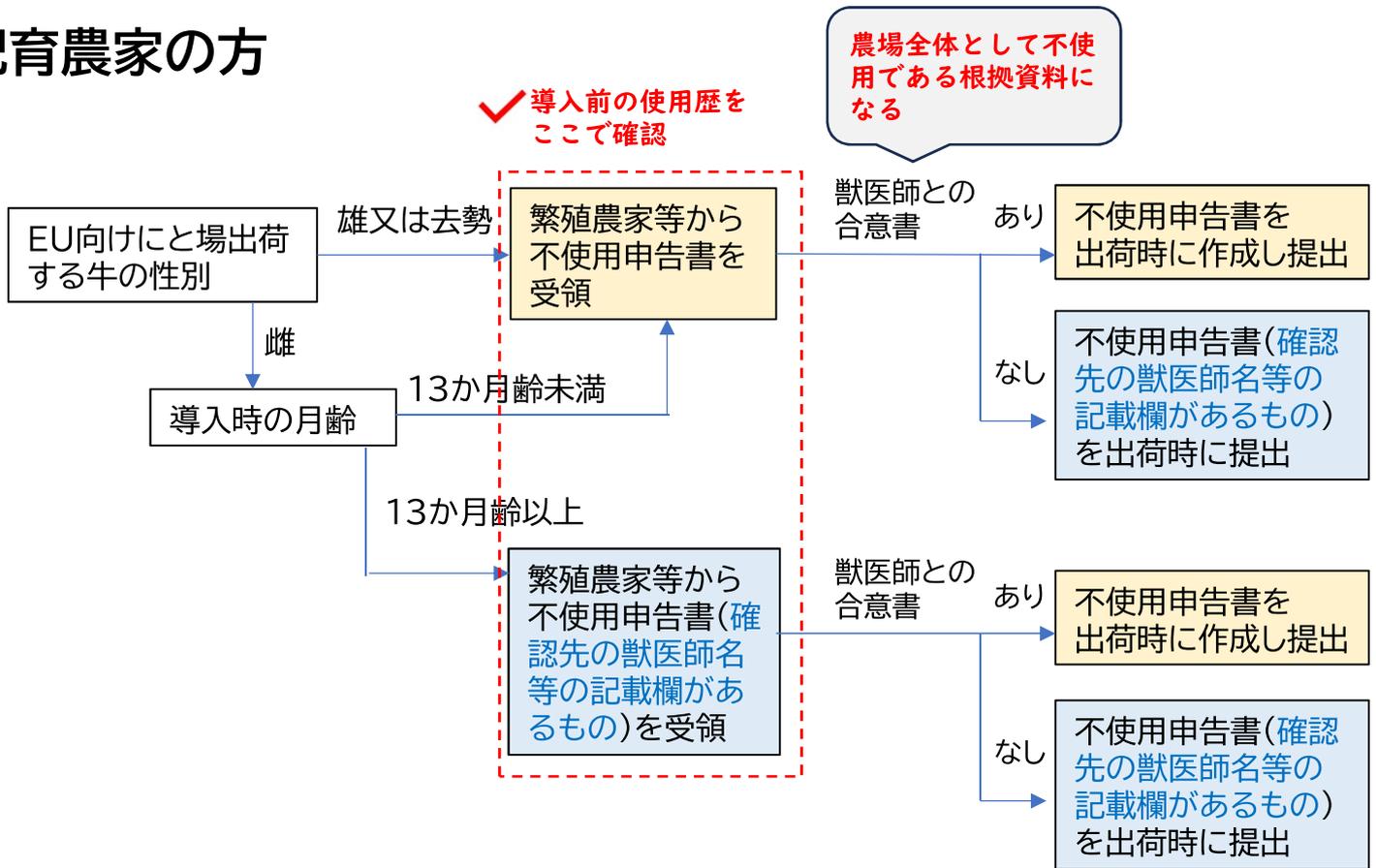
京都府畜産課
TEL:075-414-4981
農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班
TEL:03-6744-2130

(発信元)

中丹家畜保健衛生所
TEL:0773-25-1860

(参考)使用する申告書のご案内(フローチャート)

肥育農家の方



繁殖農家の方と酪農家の方

